

## スサ申4号「就業規則の改正等について」に関する申し入れの団体交渉を行う！その2

7. 「主任職等試験」の試験内容を明らかにすること。

### 《組合》

- ・他の試験同様、通達等で出題箇所を示してほしい
- ・対象となる社員はどの社員か。

### 《会社》

- ・1次試験は筆記、2次試験は面接を行う。
- ・2次試験は1次試験の合格者に対して行う。
- ・詳細はまだ決まっていないが、後日通達で示す。
- ・2024年4月1日昇格する社員が対象である。

8. 昇進試験を実施する際は、公平・公正に実施すること。

《組合》他労組では「こっちの組合に加入すると昇給できる」と吹聴している事実があるが把握しているか。

《会社》社員の昇進については、昇進規程に則り公正に判断する。そのような事実はない。**断言**  
**不当労働行為、組合差別はしないことを確認！**

### 【その他】

9. リフォーム等での住宅ローンについては、住宅手当の対象とすること。

### 《組合》

- ・親名義でも、社員が費用負担する時や、ローンを組んだ場合も対象としてほしい。
- ・住居を確保したが、リフォームをしなければ住めない場合がある。現金等支払いをした社員は、手当の要望が強い。

### 《会社》

- ・住宅手当は、居住の確保を目的としている。
- ・リフォームに対する手当の創出は考えていない。
- ・現在、家賃等0円でも住宅手当として3,000円を支給している。今後増額の予定はない。

10. 各改正項目について、組合員・社員に対して丁寧な説明を行うこと。

《組合》試験や賃金で対象となる等級の人には、丁寧な説明を行うこと。

《会社》必要とする対象社員へは実施している。



団体交渉を行い、認識の一致を図れた点と、齟齬がある点が明らかになりました。

会社は、さらに公正に行うことを前提としています。

そのように運用されるかチェック機能を発揮していきましょう！

組合員の不利益につながらないよう団結して、働きやすい職場をつくり出そう！

